備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　衆議院第一議員会館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目二番及び五番から七番まで（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目三番から七番まで、永田町二丁目一番から十三番まで、十六番、十七番及び二十番並びに霞が関三丁目三番から七番まで
	東京都港区	赤坂一丁目一番、赤坂二丁目一番から九番まで及び赤坂三丁目四番から六番まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　衆議院第二議員会館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目一番及び八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目三番から七番まで、十番及び十一番並びに永田町二丁目
	東京都港区	赤坂二丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　衆議院議長公邸

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目十四番及び十八番（次の図面に示す部分に限る。）

五　衆議院第二別館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目二番から七番まで、永田町二丁目一番から八番まで及び二十番、霞が関二丁目二番並びに霞が関三丁目一番から七番まで
	東京都港区	赤坂一丁目一番及び赤坂二丁目二番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を衆議院に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　憲政記念館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目一番
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目一番から三番まで、七番、八番及び十番、霞が関二丁目並びに隼町四番

備考

一　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目十一番、永田町二丁目一番、八番から十番まで及び十三番から二十番まで、紀尾井町一番から四番まで並びに平河町二丁目五番から八番まで及び十二番から十六番まで
	東京都港区	赤坂三丁目一番から三番まで、七番から十一番まで及び十五番から二十一番まで並びに元赤坂一丁目一番及び二番